

タイムシェア型住宅供給研究会の設置等について(案)

1 目的

単独で購入すると購入価格も維持費も比較的高価となるリゾートマンション等居住施設の1住戸について、複数の“所有者”が、それぞれ所定の期間に毎年使用することができる権利を保有するかたちで“共同所有”するセカンドハウス等の1住戸を、複数の者が、所定の期間に毎年使用する権利を保有する「タイムシェア方式」の住宅供給は、米国を中心に、欧米諸国においてその普及が進んでいる。

このような方式の住宅供給は、マルチ居住の実現、地域の活性化、観光振興及び住宅投資の拡大に貢献するにつながるものと考えられることを踏まえ、我が国においてタイムシェア型居住を促進する意義、消費者が安心して取得できる枠組みのあり方、普及を図るための支援のあり方等について検討することを目的として、標記研究会を設置する。

2 研究会における検討予定事項

- ・我が国においてタイムシェア型居住を促進する意義
- ・信託の活用による消費者が安心して取得できる枠組みのあり方
- ・タイムシェア型居住に関連する法制度の整理
- ・タイムシェア型居住の普及を図るための支援のあり方 等

3 研究会委員

資料1の委員名簿のとおり

4 研究会のスケジュール等

○第1回 5月13日(火) 15-17時

我が国においてタイムシェア型の居住を促進する意義 等

○第2回 6月12日(木) 15-17時

信託の活用による消費者が安心して取得できる枠組みのあり方
タイムシェア型居住に関連する法制度の整理 等

○第3回 7月10日(木) 15-17時

タイムシェア型居住の普及を図るための支援のあり方 等

○第4回 8月 8日(金) 10-12時

とりまとめ

5 その他

- ・ 当研究会の議事については、プレスに公開することとする。ただし、一般への公開は行わない。
- ・ 議事要旨については、内容について委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いたうえで、インターネットで公開する。
- ・ 審議内容によっては、委員長の判断により、会議を非公開とすることができる。ただし、この場合も議事要旨をインターネットで公開する。
- ・ その他研究会の公開について必要な事項は委員長が定める。